

第6回新生ふくしま復興推進本部会議

○日時：平成25年6月10日(月) 9:30-9:40

○場所：第一特別委員会室

【内堀副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

まず最初の議題「復興・再生に向けた要望について」、企画調整部長から説明してください。

【企画調整部長】

資料をご覧ください。

復興・再生に向けた国への提案要望活動でございますが、明後日12日に行います。活動の考え方としまして、「①市町村等の実情・課題の国施策への反映」を含め3点といたしました。今回、福島特措法の基本方針が昨年7月に決定されておりますが、それ以降初めての、総合的な国への要望でございます。各部局の協力のもと、7本の柱建てで43項目を整理しております。

国への提案・要望事項一覧をご覧ください。簡単にご説明いたします。

まず、Ⅰの「全般的事項」ですが、本県の状況、特に原子力災害という特殊事情を踏まえて、7項目としております。

Ⅱの「原子力発電所の安全の確保」、安全対策につきましては、本県の復興・再生の前提となるものでございます。

Ⅲの「避難解除等区域等の復興及び再生」につきましては、一日も早い帰還への環境づくりと、地域の復興・再生が図られるようにとの観点からの要望でございまして、14項目を提示しております。

裏をご覧ください。

Ⅳの「長期避難者に対する支援」でございます。避難されている方々が、安心して暮らせる環境が確保できるよう要望するものでございます。

Ⅴの「安心して暮らすことのできる生活環境の実現」であります。市町村要望も多く関心も高い除染の推進をはじめ、身近な環境に関する8項目としております。

Ⅵの「産業の復興と再生・新たな産業の創出と国際競争力強化」でございます。産業の復興は、本県復興・再生の要となるもので5項目を整理しております。

Ⅶの「県土の整備」でございますが、交流軸の整備やJR只見線の復旧などについての要望でございます。

具体的な成果が得られますよう一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

【内堀副知事】

この件について、商工労働部長をお願いします。

【商工労働部長】

36、37 番の医療機器産業と再生可能エネルギー産業の集積であります。本県は産業復興のために、新たな産業の集積が必要であると考えております。医療関連産業につきましては、特に医療機器開発の加速化、あるいは産業集積を進めるための規制緩和、財政支援、税制特例措置などを要請してまいりたいと考えております。再生可能エネルギーでは、大量生産が可能な藻類バイオマスや、長期的・安定的に蓄電する技術など、次世代をリードする研究開発に必要な十分な予算の確保を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

【内堀副知事】

それでは、知事からお願いします。

【知事】

震災からこれで3度目の政府への予算要望になるわけだが、この項目の中で、具体的な話が相当出てきているので、こうした現地の実態をしっかりと政府側に訴えながら、この要望に対して満額回答が得られるように頑張ってもらいたい。

それと同時に、先日、政府の復興推進委員会に出席して、原子力発電所の事故がややもすれば矮小化されるような気がしてならない。あえてそこで申し上げてきたのは、国策で推進してきた原子力発電所の事故ということ、もう一回皆さんに認識していただきたい、国全体の問題であるということも言ってきておりますので、そういう中で、今度の政府予算要望にあたっては、皆さんもその点をわきまえながら、各省庁に現地のお話をしっかりと伝え、対応していただきたい。以上。

【内堀副知事】

次は二つ目の議題です。「企業立地促進計画」について、企画調整部長から説明をお願いします。

【企画調整部長】

避難解除等区域への新規企業立地の支援についてであります。

改正福島特措法によりまして、避難地域の事業者の税制上の優遇措置の対象に、新たに新規の企業が加わりました。このことによりまして、既存企業と合わせて雇用機会の確保や避難解除等区域の復興・再生に寄与するものと考えております。

「2 支援のポイント」でございますが、今回県が策定する「企業立地促進計画」に基づきまして、新規企業が設備投資を行った場合、優遇税制が適用になります。企業立地補助金やファンド等の支援制度とあわせて利用が可能でございます。有利な企業立地環境が実現するものと考えております。

企業立地促進計画の概要につきましては3番でございまして、下の図の「I 計画の目標」、下の方に、安定的雇用基盤、先導的新産業地域資源、生活関連サービスインフラ等復旧とありますが、復興・再生のために推進する業種を県の方で、非常に幅広い業種

を選定しております。それから、「Ⅲ 企業立地促進区域」でございます。避難解除等区域のうち帰還困難区域を除く区域を対象としております。地図の中ほどの部分を除いて全部になります。なお、川俣町山木屋地区につきましては、区域見直しがなされ次第、この区域に編入するということで考えております。これらによりまして、今後関係市町村と連携しまして、制度の活用を働きかけていきたいというふうに思います。なお、本日この企業立地促進計画を、11時から、市内アックスビルの福島復興再生総局において、内堀副知事から浜田復興副大臣に計画書の提出を行う予定でございます。説明は以上です。

【内堀副知事】

商工労働部長。

【商工労働部長】

はい。この計画に基づきまして、優遇税制が受けられますので、国が行っております企業立地補助金なども活用しながら、避難解除等区域への企業の新しい立地、雇用の確保に我々も努めていきたいと思っております。

【内堀副知事】

避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

現在、帰還・復興を進めていく中で、この制度につきましては、産業雇用振興に、非常に有効なツールだと期待してございます。商工労働部を始め、関係部局等と連携をしまして、関連する基盤の整備などを一体的に進めながら、実現に努力してまいりたいと考えております。

【内堀副知事】

知事からお願いします。

【知事】

避難解除等区域に新しい企業が立地するということは、まさに復興の大きなシンボルですから、これはそれぞれ連携を取りながら、一つでも多くの企業が立地するようにつきり連携をとって進めてまいりましょう。国、市町村、県、この三位一体の中で確実に前進していこう。以上。

【内堀副知事】

以上で、本部会議を閉じます。